別紙

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	制度改正の必要性や政策効果を検証するための定量的な成果指標やKPIが示されていない。行政手続法第39条第２項の趣旨に照らし、改正理由や影響等について国民に分かりやすい説明を充実させるべき。	ご指摘の政策効果の検証等に関し、それぞれの特定重要物資に係る安定供給確保取組方針で示しているほか、進捗を毎年度フォローアップし、適切に評価することとしています。頂いた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
2	本省令案が、供給確保計画の認定、変更、困難時の申出、定期報告に関する様式を整備し、特定重要物資等供給不可欠役務や継続投資・研究開発等を反映しようとする方向は妥当である。しかし、制度の実効性を確保するためには、供給確保計画を、物理的な生産能力や調達数量だけを見る書類ではなく、供給網全体の脆弱性、外部依存、デジタル基盤、情報管理、危機時対応、継続的改善を把握する文書として設計すべきである。	頂いた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
3	供給確保計画制度は、形式的な国内生産支援ではなく、実質的な供給継続性、代替可能性、依存低減、危機時対応能力を高める制度として運用されるべきである。評価すべきは形式的な記載量ではなく、供給停止時の影響を把握し、重要な依存関係を特定し、代替手段を確保し、継続的に改善できるかである。省令及び様式においては、リスクベース、段階的記載、重要機能優先、差分報告、標準様式、チェックリスト、既存資料の活用、機械可読形式、事業者規模に応じた支援を明確にし、実効的な供給網リスク把握と事業者負担の適正化を両立させるべきである。	頂いた御意見は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
4	本省令案は、令和8年法律第38号による改正（不可欠役務の追加、関係者への協力求めの申出等）を受け、認定計画の記載事項、報告義務、様式をさ	当該認定計画の記載事項等は、制度の適切な実施に必要な事項であり、事業者等の負担にも配慮しつつ、必要な範囲に限定しております。

	らに厚くするものである。減税、日本人の負担軽減、行政・事業者の事務負担削減、国の過剰介入の抑制という立場から、問題がある条項・運用には反対し、修正を求める。	
5	改正法第 11 条の 2 に基づく関係事業者への協力の求めにつきましては、協力を求められる事業者の方々に過度な負担が集中することのないよう配慮し、「協力できる条件」を整えていくことが重要ではないかと考えます。本省令、申出様式、または今後策定される運用指針・ガイドライン・FAQ 等において、可能な限り明確にしていただけますと幸いです。	頂いた御意見は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
6	「航空運送役務」自体について、本省令の「特定重要物資等供給不可欠役務」に該当する、あるいはそれに準じる役務として認定され、その提供能力の維持・強靭化を目的とした設備投資や研究開発（例：保冷輸送用器材の開発、コールドチェーンに対応する地方空港を含む保冷施設の導入、ハンドリング自動化・DX への投資等）に対して、助成金の交付や利子補給等の各種財政支援措置（取組種類７または８）を適用することは可能であるか、その可否および適用範囲を明確にしてください。	特定重要物資等不可欠役務は、「物資の生産、輸入若しくは販売又は物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるもの」と定義されております。また、一般貨物運送のような、広範な物資に用いられている役務は該当しません。詳しくは「基本指針」を参照ください。 個別の具体的な支援措置の内容については、役務及び物資毎の特性を踏まえつつ、判断いたします。